


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市男女共同参画苦情等処理規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>令和3年第1回市議会定例会において、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、東大和市男女共同参画苦情等処理規則の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規則の題名を「東大和市男女共同参画苦情等処理規則」から「東大和市男女共同参画苦情処理規則」に改める。 ・第2条から第6条において、見出し及び条文中の「苦情等」を「苦情」に改める。 ・第2条2項及び第5条の相談に関する規定は削除する。 ・その他の文言整理 <p>(2) 施行日 令和3年7月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の改正に則して規則の一部を改正することで、適切な事業の運用を図ることができる。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年第1回市議会定例会において、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例について可決。 ・規則改正については、文書課審査済。 				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p> <p>また、「東大和市男女共同参画苦情等処理委員設置要綱」についても、規則改正後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。